

令和5年度鏡川流域関係人口創出・拡大業務仕様書

1 業務名

令和5年度鏡川流域関係人口創出・拡大業務

2 業務目的

本市では、少子高齢化等により資源が不足し、各分野や各地域、既存事業だけでは解決できない地域課題を、鏡川の源流域から河口域までがひとつの市域におさまる本市における「上流と下流」、「流域内と流域外」の相互連携・相互補完の関係によって解決に導く、「パートナーシップの醸成」と「ネットワークインフラの整備・活用」を行うものとし、令和3年度より、「①流域内関係人口の創出」「②流域外関係人口の創出」「③流域内・外関係人口の拡大」「④ネットワークインフラの導入・運用」を内容とする、鏡川流域関係人口創出事業を実施している。

当該事業は、鏡川流域と多様に関わる関係人口の創出・拡大（①②③）と、関わりとつながりを可視化し、循環を促進させるネットワークインフラの導入・運用（④）を一体的に実施することによる相乗効果を持って、鏡川流域における「自然と人」「人と人」の多様な関わりやつながりを促進し、鏡川流域の自然資本の価値と持続性を高めるものである。

本業務は、このうち①②③として、鏡川流域における生態系サービス及び自然の持つ社会的共通資本としての価値を深く理解し、これを生かすための多様な関わりを創出できる人材（鏡川流域関係案内人）を育成する講座及びプロモーションを実施することで、鏡川流域において「自然と人」「人と人」が多様につながる関係人口を創出・拡大することを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4 予算限度額

12,500,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

5 業務体制

受注者は、上記「2 業務目的」を踏まえ、下記「6 業務内容」を確実に遂行し、成果及び効果に確実につながる業務体制を構築するため、経験と実績を有する総合監修、地域に精通したコーディネーター、プロジェクトマネージャー、クリエイティブディレクター、デザイナー、ファシリテーター、総務担当者、現地実働スタッフ等の役割を担える人材を、自社又は外部資源の活用・連携により適切に配置するものとする

6 業務内容

委託期間を通じて、多様な人の多様な関わりが可視化できる2の④を経常的に活用しながら、鏡川流域関係人口に係るコミュニティ等を効果的にマネジメントして、鏡川流域関係人口の創出・拡大を図りつつ、「これを強化するための鏡川流域関係案内人の育成講座（2の①②）」と「プロモーション（2の③）」を適切なタイミングで実施することで、鏡川流域における「自然と人」「人と人」の多様な関わりを創出・拡大していく経過及び成果・効果を可視化し、訴求させていくものとする。

(1) 流域内関係人口の創出（流域内人材育成講座の開催）

ア 指標

受講者が、「鏡川流域関係案内人」として、講座期間を通じて、本市が導入している電子地域ポイント「まちのコイン(高知市版:ぼっちり)※以下、「ぼっちり」と記載 ※詳細:<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/186/machinocoin.html>」のユーザー（＝関係人口の担い手）及びスポット（＝多様な関わりしるを体験チケットとして表出し、関係人口を広げていく鏡川流域関係案内人）として、様々な関わりしるを可視化・体験しながら、多様な関わり方に習熟し、講座終了時には、受講者全員（高知市が特別に認める場合を除く）が、ユーザーとしてレベル10以上、スポットとして「つながりランク5」を毎月継続できる人材となっている。

イ 内容

鏡川流域における生態系サービス及び自然の持つ社会的共通資本としての価値を深く理解し、これを生かした多様な関わり方（お手伝い、ボランティア、プロジェクト、起業、消費活動等）を可視化し、実行できる人材を育成する講座を開催する。

ウ 基本事項

(ア) 受講者

- a 受講対象者は、本市住民をはじめとする鏡川流域に直接関わるができる者で、原則としてすべての講座に参加可能な者とする。なお、新型コロナウイルス感染症の状況等により、講座をオンラインで開催する可能性も考慮し、PCスキル及びインターネット環境がある者とする。
- b 受講者数は、25名程度とする。
- c 受講者の募集については、WEBコンテンツ、SNS、ローカルやサステナビリティに関心が高いユーザー層を対象としたメディアを活用することはもとより、これらのメディアによる認知が広がりにくい本市の実情を踏まえ、高知市に本社を置くテレビ局・新聞社、タウン誌を発行する出版社を必ず活用、連携するほか、チラシ等の広報ツールを作成し、市内各所に設置するなどして広く人材を募り、確実に受講者を確保すること。

(イ) 講師（メイン・ゲスト）及びメンターの手配

- a メイン講師として、関係人口の創出・拡大に資する取組に精通した人材を手配すること。なお、メイン講師は、原則としてすべての講座に出席することが可能な者とする。
- b ゲスト講師として、生態系サービス及び自然の持つ社会的共通資本としての価値を深く理解し、自然資本を活用した取組（事業やプロジェクト等）に精通した有識者、実践者並びに鏡川流域において自然資本を活用した暮らしや営みをしてきた地域住民、地域団体、NPO法人又は流域内・外講座令和3～4年度受講生等から、講座ごとのテーマや内容に沿った人材を手配すること。
- c メンターとして、講座内・外において受講者に伴走し、鏡川流域への関わり方の創出を支援できる人材を手配すること。
- d 講師（メイン・ゲスト）及びメンターは、高知市と協議のうえ決定すること。
- e 講師（メイン・ゲスト）及びメンターの手配に必要な調整、経費（謝金等）は、受注者の負担とする。

(ウ) 講座の開催方法

- a 受講者が、会場に実際に集まり受講する対面形式とする。なお、新型コロナウイルス感染症の状況等により対面形式による開催が困難な場合は、高知市と協議のうえ開催形式を変更するものとする。
- b 事業目的を踏まえ、鏡川流域の資源（山、川、海、公共施設、古民家等）を活用して開催すること。
- c 会場の手配に必要な調整、経費は、受注者の負担とする。
- d 開催回数は4回以上とし、そのうち最低1回は鏡川流域での現地実習とする。

(エ) 講座内容

- a 受講者が、鏡川流域の現状及び課題、自然資本や地域資源の魅力について学び、受講者自らが地域への関わり方について、講師及びメンター、他の受講者と共に考える型式とし、必要に応じてチームビルディングの手法を用いること。
- b 現地実習は、地域で活躍するキーパーソン、地域団体、NPO 法人等と交流でき、実際に活動ができる内容とする。なお、現地実習に係るキーパーソン、地域団体、NPO 法人等の手配に必要な調整、経費（謝金等）は、受注者の負担とする。
- c 講座の最終回は、受講者が成果発表を行い、講師及びメンター、地域住民、地域団体、NPO 法人、流域内・外講座令和3～4年度受講生等から助言を受けることができる内容とする。

(2) 流域外関係人口の創出（流域外から人の流れを作る講座の開催）

ア 指標

受講者が、「鏡川流域関係案内人」として、講座期間を通じて、「ぼっちり」のユーザーやスポットとして、様々な関わりしるを可視化・体験しながら、多様な関わり方に習熟し、講座終了時には、受講者全員（高知市が特別に認める場合を除く）が、ユーザーとしてレベル10以上、スポットとして「つながりランク4以上」を毎月継続できる人材となっている。

イ 内容

鏡川流域における生態系サービス及び自然の持つ社会的共通資本としての価値を深く理解し、大都市圏等からこれを生かした多様な関わり方（お手伝い、ボランティア、プロジェクト、起業、消費活動等）を可視化し、実行できる人材を育成する講座を開催する。

ウ 基本事項

(ア) 受講者

- a 受講対象者は、大都市圏をはじめとする高知市外在住で、鏡川流域に関心を寄せ、自然資本や地域資源の生かし方等、鏡川流域への多様な関わり方を考え、実行できる人材に成り得る者で、原則としてすべての講座に参加可能な者とする。なお、PCスキル及びインターネット環境がある者とする。
- b 受講者数は、25名程度とする。
- c 受講者の募集については、大都市圏をはじめとする高知市外在住者に対し、情報発信力が高いWEBメディア、SNS、ローカルやサステナビリティに関心が高いユーザー層を対象としたメディア等を積極的に活用するなどして広く人材を募り、確実に受講者を確保するこ

と。また、チラシ及びポスターを作成し、首都圏の高知関連店 50 店舗程度に掲出を依頼すること。

(イ) 講師（メイン・ゲスト）及びメンターの手配

- a メイン講師として、関係人口の創出・拡大に資する取組に精通した人材を手配すること。なお、メイン講師は、原則としてすべての講座に出席することが可能な者とする。
- b ゲスト講師として、生態系サービス及び自然の持つ社会的共通資本としての価値を深く理解し、自然資本を活用した取組（事業やプロジェクト等）に精通した有識者、実践者並びに鏡川流域において自然資本を活用した暮らしや営みをしてきた地域住民、地域団体、NPO 法人又は流域内・外講座令和 3～4 年度受講生等から、講座ごとのテーマや内容に沿った人材を手配すること。
- c メンターとして、講座内・外において受講者に伴走し、鏡川流域への関わりの創出を支援できる人材を手配すること。
- d 講師（メイン・ゲスト）及びメンターは、高知市と協議のうえ決定すること。
- e 講師（メイン・ゲスト）及びメンターの手配に必要な調整、経費（謝金等）は、受注者の負担とする。

(ウ) 講座の開催方法

- a オンライン講座と鏡川流域での現地実習を組み合わせたものとする。
- b 開催回数は 4 回以上とし、そのうち最低 1 回は鏡川流域での現地実習とする。

(エ) 講座内容

- a 受講者が、鏡川流域の現状及び課題、自然資本や地域資源の魅力について学び、受講者自らが地域へのかかわり方について、講師及びメンター、他の受講者と共に考える型式とし、必要に応じてチームビルディングの手法を用いること。
- b 現地実習は、地域で活躍するキーパーソン、地域団体、NPO 法人等と交流でき、実際に活動ができる内容とする。なお、現地実習に係るキーパーソン、地域団体、NPO 法人等の手配に必要な調整、経費（謝金等）は、受注者の負担とする。
- c 講座の最終回は、受講者が成果発表を行い、講師及びメンター、地域住民、地域団体、NPO 法人、流域内・外講座令和 3～4 年度受講生等から助言を受けることができる内容とする。
- d 大都市圏等の遠方から鏡川流域への関わり方を学ぶ内容であるため、流域内における関わり方を学ぶ「(1) 流域内関係人口の創出」の講座内容と同じにならないよう留意すること。
- e 事業効果を高める場合のみ、講座の一部を「(1) 流域内関係人口の創出」の講座と同時に開催することを認めることとする。

(3) 流域内・外関係人口の拡大（プロモーション）

ア 指標

流域内・外関係人口の拡大（プロモーション）の指標を、「ぼっちり」を用いて換算し、委託期間終了時には「ユーザー数 3,000 以上」、「スポット数 300 以上」、及び「体験された数 5,000 以上」とする。

イ 内容

- (ア) 講座（流域内・外）及び受講者自体が、関係人口の呼び水となって、さらなる関係人口が自

立分散的に拡大していくよう設計すること。

- (イ) 受講者募集とは異なる機会を設けて、「(1)流域内関係人口の創出」及び「(2)流域外関係人口の創出」のレポートや「ぼっちり」の普及促進に向けた広報を実施し、流域内・外関係人口の拡大のためのプロモーションを行うこと。
 - a WEB コンテンツ, SNS, ローカルやサステナビリティに関心が高いユーザー層を対象としたメディアを活用することはもとより、これらのメディアによる認知が広がりにくい本市の実情を踏まえ、高知市に本社を置くテレビ局, 新聞社, タウン誌を発行する出版社等を複数活用し、連携して、高知市内の認知を高めること。
 - b プロモーションを実施するに当たり作成する広報物には、令和3年度の当該業務において制作した「鏡川流域パートナーシップ（鏡川流域関係人口創出事業の略称）」のロゴをできる限り掲載し、略称及びロゴの普及・浸透を図ること。
 - c 鏡川流域パートナーシップのロゴ等を用いてデザインされたポスター, スタンドパネル等のノベルティグッズを予算の範囲内で適切な部数作成し、講座の実施, 告知等において活用すること。
 - d 「(1)流域内関係人口の創出」及び「(2)流域外関係人口の創出」の各講座の内容や様子をまとめたレポート記事を作成し、各講座終了後2週間以内に電子データで提出すること。

7 流域内・外関係人口の創出・拡大に関する共通の留意事項

(1) 「ぼっちり」の活用及び運営への参画

ア 受注者は、上記「2 業務目的」で述べた事業の全体像を踏まえ、委託期間中を通じて、鏡川流域関係案内人（令和3～5年度受講生等）が流域への多様な関わり方（お手伝い, ボランティア, プロジェクト, 起業, 消費活動等）を可視化し、実行するためのツールとして「ぼっちり」を活用し、鏡川流域関係案内人自身が「ぼっちり」のユーザー及びスポットとなって、関係人口を自立分散的に拡大するように設計し、伴走すること。

イ 鏡川流域関係案内人が、将来的には、まちのコインの普及や活用を主導し、ユーザー及びスポットの管理, 新たなスポットの開拓, スポットの登録承認, スポットへのポイント配付及び回収等を行う運営団体の担い手になることも視野に入れて、「ぼっちり」の運営に主体的に参画するように設計すること。

(2) 鏡川流域関係案内人等のコミュニティの構築及び運営, 支援等

受注者は、委託期間中、鏡川流域関係案内人同士はもとより、必要に応じて、地域住民, 講師, メンター等とつながりを持つことができるコミュニティを構築・運営するものとし、委託期間終了後も鏡川流域関係案内人が中心となって主体的にコミュニティを継続できるよう設計すること。

この際、コミュニティツールとして、「ぼっちり」を積極的に活用することとし、他のコミュニティツール（SNS等）の活用には、既設のFacebookグループの活用を基本とし、普段からSNSを活用していない鏡川流域関係案内人がコミュニティから除外されることのないように、手立てを講ずること。

(3) その他

新型コロナウイルス感染症の状況等により、上記内容の実施が困難な場合は、本市と協議のう

え内容を変更すること。また、鏡川流域への多様な関わり方（お手伝い、ボランティア、プロジェクト、起業、消費活動等）を可視化し、実行できる人材の育成が不十分であると判断した場合は、補講や相談会を実施するなどして受講者のフォローアップに努め、内容を補完・代替すること。

8 今後の取組に関する中長期的な展望並びに当面の財源の確保及び事業継続のための仕組みづくり

(1) 今後の取組に関する中長期的な展望及び受注者ができることの提案

本業務を含む鏡川流域関係人口創出事業は、少子高齢化等により資源が不足し、各分野や各地域、既存事業だけでは解決できない地域課題を、鏡川の源流域から河口域までがひとつの市域におさまる本市における「上流と下流」、「流域内と流域外」の相互連携・相互補完の関係によって解決に導く、「パートナーシップの醸成」と「ネットワークインフラの整備・活用」を行うものである。

この「パートナーシップの醸成」と「ネットワークインフラの整備・活用」によって、市民の社会的共通資本である鏡川流域の自然資本の持続可能性が高まることはもとより、市民主体の地域循環共生圏（第五次環境基本計画、第三次高知市環境基本計画）やSDGsの促進、関連企業等のESG評価につながるなどの効果が期待されるが、本業務を含む鏡川流域関係人口創出事業が起点となって展開される中長期的な可能性と、その実現のために受注者ができることを提案すること。

(2) 当面の財源確保及び事業継続のための仕組みづくり

事業継続のために、短期的には（令和5年度も含む。）、当該事業の主たる財源としてきた企業版ふるさと納税等の確保に努め、中長期的には、地域の自然資本及び社会関係資本の保全・回復による事業収益を得られるような仕組みを提案すること。

9 打合せ及び記録

業務の実施に当たっては、業務着手前、各講座の開催前等、定例の打合せを行うこと。なお、本市が必要と判断した場合は必要に応じて随時打合せを行うものとする。打合せ後は速やかに、打合せ記録簿を作成し提出すること。

10 成果品の提出

(1) 業務報告書（印刷物2部及び電子データ（CD又はDVD）一式）

ア 「6 業務内容-(1)流域内関係人口の創出及び(2)流域外関係人口の創出」業務において実施した講座内容、日時、場所、写真、出席者、講座を通じた受講者の経過及び成果等について記載すること。

イ 「6 業務内容-(3)流域内・外関係人口の拡大」業務において実施した内容及び効果、作成した広報物、使用した広報媒体等について記載すること。

ウ 事業全体の成果及び効果等の分析を十分に行い、詳細に記載すること。

(2) ノベルティグッズ等の成果物（一式）

(3) 今後の取組に関する中長期的な展望並びに当面の財源の確保及び事業継続のための仕組みづくりに係る提案書（印刷物2部及び電子データ（CD又はDVD）一式）

11 その他の留意事項

(1) 業務着手前までに、業務実施計画書（業務内容やスケジュール、実施体制等をまとめたもの）を本市に提出すること。

- (2) 十分な業務遂行能力を有する適正な人員と体制を確保すること。
- (3) 本業務を実施するに当たり、本市と十分な調整を行うこと。
- (4) 関係機関と十分に連絡を取り合い、円滑かつ効果的に業務を遂行すること。
- (5) 製作物については、効果的な内容及びデザインになるよう積極的に提案を行い、本市の校正を受けること。
- (6) 製作物は、本業務において作成、使用したデータについても納品することとし、原則として本市の業務実施に必要な範囲内で、本市が複製、修正等することができるものとする。
- (7) 受注者は本業務を実施するに当たり、関係法令を遵守すること。
- (8) 受講者等の個人情報適切に管理すること。
- (9) 個人情報の取扱いについて、受託者は、業務の履行に当たって作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、3月上旬に1回本市に報告するものとし、本市はこれらの事項について検査を行うものとする。
- (10) 守秘義務として、本業務を実施するに当たり業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了及び契約解除後においても同様とする。
- (11) 受注者は、当該業務の成果品に係る著作権を、納品時に本市へ譲渡するものとする。ただし、譲渡する以外に有効な手段がある場合は、適宜提案すること。なお、使用に関して条件や制限があるものについては、その都度両方で別途協議すること。
- (12) 成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。
- (13) 受注者が本業務を実施するに当たり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用は負担しない。
- (14) 本業務を実施するに当たり、財産として残る備品や機器（消耗品は除く）は、受注者の所有物又はレンタル品を用いることとし、購入費を契約金額に含めてはならない。
- (15) 本市が提供するデータは、本業務の広報及び普及啓発以外には使用しないこと。
- (16) 本業務を実施するに当たり、新型コロナウイルス感染防止対策の適切な実施に努めること。
- (17) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、本市と協議を行い、その指示を受けること。